

証券コード 2877  
令和4年6月9日

株 主 各 位

山形県寒河江市幸町4番27号  
**日東ベスト株式会社**  
代表取締役社長 塚田 莊一郎

## 第84期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第84期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会におきましても新型コロナウイルス感染防止対策を徹底してまいります。引き続き感染が懸念される状況にありますので、株主の皆様におかれましては、株主総会当日のご来場は、極力お控えいただき、郵送（書面）による事前の議決権の行使をお願い申し上げます。

なお、当日のご来場にあたりましては、新型コロナウイルス感染防止対策へのご理解並びにご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

### 【郵送（書面）による議決権行使の場合】

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和4年6月23日（木曜日）の営業時間の終了時までには到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 令和4年6月24日（金曜日）午前10時
2. 場 所 山形県寒河江市幸町4番27号 日東ベスト株式会社本店会議室
3. 会議の目的事項
  - 報告事項
    1. 第84期（自令和3年4月1日 至令和4年3月31日）事業報告及び計算書類報告の件
    2. 第84期（自令和3年4月1日 至令和4年3月31日）連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  - 決議事項
    - 第1号議案 剰余金の処分の件
    - 第2号議案 定款一部変更の件
    - 第3号議案 取締役3名選任の件
    - 第4号議案 監査役2名選任の件
    - 第5号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

（裏面に続く）

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nittobest.co.jp/>) に掲載させていただきます。

<新型コロナウイルス対策にかかるお願い>

株主様の安全を第一に考え、株主総会の開催方針を以下のとおりとさせていただきます。ご理解並びにご協力を賜りますようお願い申し上げます。

- ◎ 当社の役員及び運営スタッフは、検温を含め、体調を確認の上マスク着用で対応させていただきます。
- ◎ 会場受付にアルコール消毒液を設置いたします。ご入場の際にはマスクの持参・着用と併せて消毒液の使用をお願い申し上げます。
- ◎ 会場入口付近での検温にご協力をお願い申し上げます。37.5度以上の発熱が確認された場合は、ご入場の制限等をさせていただきます。
- ◎ 座席につきまして、従来よりも間隔を空けた配置としております。お席は受付順でご案内し、満席の際にはご入場をお控えいただく場合がございます。
- ◎ 本総会においては、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を除く）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集ご通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。
- ◎ 総会後の懇親会のご用意はしておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

以 上

(添付書類)

## 事業報告 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

### I 企業集団の現況に関する事項

#### 1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化するなか、多くの地域で緊急事態宣言等が繰り返し発出されたこと等から、経済活動に停滞が見られました。9月末には緊急事態宣言が解除され景気回復への期待もありましたが、その後第6波の発生から本格的な回復には至っておらず、オミクロン株や新たな変異株の出現から新規感染者数は下げ止まっており、依然として予断を許さない状況が続いております。

食品業界におきましても、外食産業等は前年と比べ回復傾向にあったものの本格的な回復には至っておらず、併せてテレワークの浸透等による喫食シーンの変化や原材料価格・原油価格・電気料金等の高騰もあり、経営環境は厳しさを増しております。

このような環境のなかで、当社グループにおきましては、お客様と従業員の安全確保を第一とし、市場環境変化への対応を行いながら、販売力の強化、お客様のニーズを捉えた商品開発、お客様への迅速な対応に努めてまいりました。また、原材料価格・原油価格・電気料金等の高騰により、商品の価格改定を実施しております。

その結果、当連結会計年度における売上高に関しましては、外食分野が前年同期比で増加したこと等から、497億4千6百万円（前年同期は488億9千7百万円）となりました。

利益面に関しましては、原材料価格上昇等の影響が続いているものの、売上の増加や経費の抑制等により営業利益は8億4千3百万円（前年同期比13.5%増）、経常利益は9億8百万円（前年同期比0.2%減）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、6億7百万円（前年同期比13.3%減）となりました。

事業部門の区分別の売上高は、次のとおりであります。

#### 【冷凍食品部門】

396億5千5百万円（前年同期は381億7千6百万円）となりました。

#### 【日配食品部門】

75億1千8百万円（前年同期は74億4千4百万円）となりました。

#### 【缶詰部門等】

25億7千2百万円（前年同期は32億7千6百万円）となりました。

なお、37ページに記載の「会計方針の変更」のとおり、「収益認識に関する会計基準」等を当連結会計年度の期首から適用しております。この結果、当連結会計年度における売上高については、前連結会計年度と計上基準が異なるため、前年同期比（％）を記載せずに説明しております。

## 2. 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は11億5千9百万円であり、主なものは次のとおりであります。

本楯工場 工場建屋増改築及び調理品製造設備等の増設

## 3. 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達として記載すべき事項はありません。

## 4. 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染予防対策を講じながら経済活動を回復させていくことが求められておりますが、依然として同感染症収束の見通しが立たないこと、資源価格やエネルギー費の高騰、ウクライナ侵攻の影響等、引き続き不透明な状況が想定されます。

食品業界におきましては、少子高齢化等による社会構造の変化や業態を超えた競争の激化、異物混入防止や放射能・アレルゲンへの対応も含めた安全・安心な食の提供、環境問題への対応や持続可能な社会に向けての取り組み等、企業に求められる社会的責任は増大してきていることに加え、同感染症による影響の他、原材料価格や製造コスト、物流コストの上昇が懸念されること等からより一層厳しい状況となっております。

当社グループでは、このような環境変化へ対応するとともに、お客様ニーズの収集に努めて顧客満足を推進し、品質の維持向上と安全・安心な商品の安定的な供給体制の維持・強化、そのための検査・分析能力等の更なる充実を図り、グループ全体の企業価値の向上と持続的な成長に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

## 5. 財産及び損益の状況の推移

| 区 分 \ 期 別                 | 平成30年度   | 令和元年度    | 令和2年度    | 令和3年度<br>(当連結会計年度) |
|---------------------------|----------|----------|----------|--------------------|
| 売 上 高 (百万円)               | 52,449   | 54,261   | 48,897   | 49,746             |
| 経 常 利 益 (百万円)             | 1,044    | 1,446    | 910      | 908                |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益 (百万円) | 720      | 452      | 700      | 607                |
| 1株当たり当期純利益 (円)            | 59.55    | 37.42    | 57.91    | 50.22              |
| 総 資 産 (百万円)               | 40,777   | 38,597   | 37,704   | 38,578             |
| 純 資 産 (百万円)               | 14,149   | 14,128   | 14,725   | 15,224             |
| 1株当たり純資産 (円)              | 1,133.56 | 1,136.87 | 1,190.92 | 1,231.30           |

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数によって算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)等を令和3年度の期首より適用しております。

## 6. 重要な親会社及び子会社の状況

### (1) 親会社との関係

該当事項はありません。

### (2) 重要な子会社の状況

| 会 社 名                            | 資 本 金 | 当社の出資比率 | 主 要 な 事 業 内 容 |
|----------------------------------|-------|---------|---------------|
| 九州ベストフーズ株式会社                     | 90百万円 | 100.0%  | 冷凍食品の製造販売     |
| 関西ベストフーズ株式会社                     | 20    | 100.0   | 冷凍食品の製造販売     |
| 株式会社爽健亭                          | 50    | 100.0   | 日配食品の製造販売     |
| JAPAN BEST FOODS COMPANY LIMITED | 1,253 | 51.0    | 加工食品の製造販売     |

当連結会計年度の連結子会社は、上記の重要な子会社を含め5社、持分法適用会社1社であります。

### (3) 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

## 7. 主要な事業内容

冷凍食品・日配食品・缶詰・袋詰・その他食料品の製造販売及び畜産物の加工販売であります。

## 8. 主要な事業所

### (1) 当社

| 名 称       | 所 在 地     | 名 称             | 所 在 地      |
|-----------|-----------|-----------------|------------|
| 本 社       | 山形県寒河江市   | 東 根 工 場         | 山形県東根市     |
| 営 業 本 部   | 千葉県船橋市    | 大 谷 工 場         | 山形県西村山郡朝日町 |
| 札 幌 支 店   | 北海道札幌市    | 天 童 工 場         | 山形県天童市     |
| 東 北 支 店   | 山形県寒河江市   | 本 楯 工 場         | 山形県寒河江市    |
| 関 信 越 支 店 | 群馬県高崎市    | 神 町 工 場         | 山形県東根市     |
| 東 京 支 店   | 千葉県船橋市    | 山 形 工 場         | 山形県山形市     |
| 名 古 屋 支 店 | 愛知県名古屋    | 学 校 給 食 セ ン タ ー | 山形県寒河江市    |
| 大 阪 支 店   | 大阪府吹田市    | 中 央 研 究 所       | 山形県寒河江市    |
| 広 島 支 店   | 広島県広島市    | 山 形 配 送 セ ン タ ー | 山形県山形市     |
| 九 州 支 店   | 福岡県八女郡広川町 | 関 東 配 送 セ ン タ ー | 千葉県船橋市     |
| 寒 河 江 工 場 | 山形県寒河江市   | 関 西 配 送 セ ン タ ー | 滋賀県大津市     |
| 高 松 工 場   | 山形県寒河江市   | 九 州 配 送 セ ン タ ー | 福岡県糟屋郡久山町  |

### (2) 子会社

| 会 社 名                            | 所 在 地            |
|----------------------------------|------------------|
| 九 州 ベ ス ト フ ー ズ 株 式 会 社          | 福岡県八女郡広川町        |
| 関 西 ベ ス ト フ ー ズ 株 式 会 社          | 滋賀県甲賀市           |
| 株 式 会 社 爽 健 亭                    | 神奈川県横浜市          |
| 株 式 会 社 機 能 性 ペ プ チ ド 研 究 所      | 山形県東根市           |
| JAPAN BEST FOODS COMPANY LIMITED | ベトナム社会主義共和国ドンナイ省 |

## 9. 従業員の状況

| 区 分    | 従 業 員 数 | 前 期 末 比 増 減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|--------|---------|-------------|---------|-------------|
| 男 子    | 834名    | 95名増        | 43.5歳   | 15.0年       |
| 女 子    | 967     | 241名増       | 41.2    | 10.7        |
| 合計又は平均 | 1,801   | 336名増       | 42.3    | 12.6        |

- (注) (1) 上記には、臨時従業員692名は含まれておりません。  
 (2) 前連結会計年度末に比べ従業員数が336名増加しております。主な理由は臨時従業員の一部の雇用形態を従業員に変更したこと等によるものであります。

## 10. 主要な借入先

| 借 入 先             | 借 入 金 残 高 |
|-------------------|-----------|
| 農 林 中 央 金 庫       | 3,867百万円  |
| 株 式 会 社 山 形 銀 行   | 3,460     |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行 | 929       |
| 株 式 会 社 荘 内 銀 行   | 722       |
| 山 形 市             | 685       |

- (注) (1) 農林中央金庫の借入金残高には社債の残高300百万円が含まれております。  
 (2) 株式会社みずほ銀行の借入金残高には社債の残高200百万円が含まれております。

## II 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 24,000,000株
2. 発行済株式の総数 12,098,115株（自己株式4,545株を除く）
3. 株主数 1,267名（前期末比24名減少）
4. 大株主（上位10名）

| 株 主 名                                   | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|---|------------|---------|
| 日 東 ベ ス ト 取 引 先 持 株 会                   | 1,505,900株 | 12.44%  |
| 有 限 会 社 ウ チ ダ ・ コ ー ポ レ ー ト             | 941,400    | 7.78    |
| 日 東 ベ ス ト 従 業 員 持 株 会                   | 684,400    | 5.65    |
| 農 林 中 央 金 庫                             | 605,010    | 5.00    |
| 株 式 会 社 山 形 銀 行                         | 600,000    | 4.95    |
| 株 式 会 社 ウ チ ダ ・ ホ ー ル デ ィ ン グ ス         | 527,000    | 4.35    |
| 内 田 淳                                   | 343,128    | 2.83    |
| 国 分 グ ル ー プ 本 社 株 式 会 社                 | 293,611    | 2.42    |
| 東 洋 製 罐 グ ル ー プ ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社 | 291,391    | 2.40    |
| 第 一 生 命 保 険 株 式 会 社                     | 230,000    | 1.90    |

（注） 持株比率は、自己株式（4,545株）を控除して計算しております。

5. その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### Ⅲ 会社役員に関する事項

#### 1. 取締役及び監査役の氏名等

| 会社における地位 | 氏名     | 担当及び重要な兼職の状況                                 |
|----------|--------|--|
| 代表取締役会長  | 大沼一彦   | 関西ベストフーズ株式会社代表取締役社長<br>株式会社機能性ペプチド研究所代表取締役社長 |
| 代表取締役社長  | 塚田 莊一郎 | 営業本部長<br>九州ベストフーズ株式会社代表取締役社長                 |
| 専務取締役    | 鈴木清信   | 開発本部長  |
| 常務取締役    | 佐藤光義   | 品質保証本部長兼検査管理部長                               |
| 常務取締役    | 内田真帆子  | 営業企画部長                                       |
| 常務取締役    | 長瀬信裕   | 生産本部長  |
| 常務取締役    | 嵯峨秀夫   | 海外事業本部長                                      |
| 取締役      | 松田企一   | 研究部長   |
| 取締役      | 阿部正一   | 営業本部副本部長（東日本担当）                              |
| 取締役      | 遠藤雅芳   | 品質保証部長                                       |
| 取締役      | 渡邊昭秀   | 営業本部副本部長（西日本担当）                              |
| 取締役      | 小関徹    | 経理部長   |
| 取締役      | 伊藤浩志   | 生産本部副本部長兼生産技術部長                              |
| 取締役      | 遠藤雅明   | 総務人事部長                                       |
| 取締役      | 坂内昭夫   | 購買部長   |
| 取締役      | 黒沼憲    | 税理士法人黒沼共同会計事務所代表社員                           |
| 常勤監査役    | 横塚直樹   |  |
| 監査役      | 村山永    | 村山永法律事務所所長                                   |
| 監査役      | 小野クナ子  | 寒河江市社会福祉協議会会長                                |

- (注) (1) 取締役黒沼憲氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
(2) 監査役村山永、小野クナ子の両氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
(3) 常務取締役嵯峨秀夫氏は、令和3年3月31日付で株式会社爽健亭の代表取締役を退任しております。  
(4) 取締役黒沼憲氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
(5) 監査役村山永氏は、弁護士として企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。  
(6) 監査役小野クナ子氏は、山形県庁職員として培ってきた行政・社会福祉分野に関する相当程度の知見を有するものであります。  
(7) 取締役黒沼憲、監査役村山永の各氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

## 2. 責任限定契約に関する事項

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

## 3. 役員等賠償責任保険契約に関する事項

### (1) 被保険者の範囲

当社及び子会社の役員

### (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。なお、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

## 4. 取締役及び監査役の報酬等の額

### (1) 取締役及び監査役の報酬等の総額等

| 役員区分             | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額(百万円) |             |            |           | 対象となる<br>役員の員数<br>(人) |
|------------------|-----------------|-----------------|-------------|------------|-----------|-----------------------|
|                  |                 | 基本報酬            | 業績連動<br>報酬等 | 非金銭<br>報酬等 | 退職慰労金     |                       |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 161<br>(3)      | 144<br>(3)      | —<br>(—)    | —<br>(—)   | 16<br>(—) | 17<br>(1)             |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 24<br>(5)       | 23<br>(5)       | —           | —          | 1<br>(—)  | 3<br>(2)              |

- (注) (1) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
(2) 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。  
(3) 上記のほか、令和3年6月25日開催の定時株主総会の決議に基づき、役員退職慰労金を退任 取締役1名に対し80百万円支給しております。

## (2) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、令和3年2月12日開催の取締役会において決定方針を決議しております。

当社は、社是の実現並びに安全・安心な食品を安定供給するという社会的な使命に則り、中長期的な視点で企業価値・株主価値の向上を目指しております。

取締役の報酬等に関しては安定した業務執行を可能とする報酬体系とし、個々の取締役の報酬等の決定に際して各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

この方針に基づき、取締役会に社外取締役を委員長とする報酬委員会を設置し、透明性を確保しつつ、公正かつ適正に報酬等の算定方法を決定することとしております。

取締役の報酬は、固定報酬と業績連動報酬である役員賞与及び退職慰労金により構成され、報酬委員会では、報酬額の水準、個人別の報酬等の算定方法について審議・決定を行い、取締役の個人別の報酬等の額については、取締役会が代表取締役に一任し決定しております。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

平成6年1月6日開催の臨時株主総会において、取締役の金銭報酬の額を年額350百万円以内（但し、使用人分給与は含まない）、監査役の金銭報酬の額を年額50百万円以内と決議しております。なお、当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は13名、監査役の員数は3名であります。

## (4) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役会長大沼一彦と代表取締役社長塚田莊一郎が協議の上、個人別の報酬額を決定しております。

その権限内容は、報酬委員会で決定された算定方法に基づき、株主総会で決議された報酬限度額以内で個人別の報酬額を各々の経営能力、貢献度等を考慮し決定することであり、代表取締役2名は各取締役の担当業務及び年度ごとの目標に基づき業績評価を行う立場にあるため権限を委任しております。

当該権限が適切に行使されるよう代表取締役2名が協議し決定した個人別の報酬額を報酬委員会に諮問した上で決定することにしており、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

## 5. 社外役員に関する事項

| 区 分   | 氏 名     | 重要な兼職の状況及び主な活動状況  |
|-------|---------|---|
| 取 締 役 | 黒 沼 憲   | 公認会計士として税理士法人黒沼共同会計事務所の代表社員に就任しております。<br>当事業年度開催の取締役会15回のうち15回出席し、審議に関して必要な発言を適宜行っております。<br>財務及び会計に関する専門的知見と豊富な経験に基づく経営やリスク管理等への提言を行うとともに、当社取締役会の任意機関である報酬委員会では、取締役の報酬制度の見直しや個別報酬額の検討等において、透明性・客観性を高めること等に貢献しております。 |
| 監 査 役 | 村 山 永   | 弁護士として村山永法律事務所の所長に就任しております。<br>当事業年度開催の取締役会15回のうち14回出席し、また、当事業年度開催の監査役会14回のうち14回出席し、審議に関して必要な発言を適宜行っております。  |
| 監 査 役 | 小 野 クナ子 | 当事業年度開催の取締役会15回のうち15回出席し、また、当事業年度開催の監査役会14回のうち14回出席し、審議に関して必要な発言を適宜行っております。   |

- (注) (1) 取締役黒沼憲氏が兼職している税理士法人黒沼共同会計事務所と当社との間には、特別な関係はありません。
- (2) 監査役村山永氏が兼職している村山永法律事務所と当社との間には、特別な関係はありません。

## IV 会計監査人の状況

### 1. 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

### 2. 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                     | 支払額   |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 42百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 42    |

- (注) (1) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額を記載しております。
- (2) 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査報酬の見積りの算出根拠、及び、当該事業年度における会計監査人の職務の執行状況の妥当性や適正性を確認した結果、当該報酬等の額は相当、妥当であると判断いたしました。
- (3) 当社の子会社であるJAPAN BEST FOODS COMPANY LIMITEDは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

### 3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、当社都合の場合のほか、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の議案の内容とすることを監査役会で審議し決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の合意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## V 会社の体制及び方針

### 1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は、平成18年5月11日の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を決議し、これを適宜見直し、改善していくことで業務の適正性を確保しております。

直近では令和4年5月12日開催の取締役会において、コーポレート・ガバナンスの強化及び監査役を補助すべき使用人の独立性並びに実効性の確保の体制を明確にするため、①⑥の項目の一部を改定いたしました。

改定後の基本方針及び当該体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

##### <体制>

- ・ 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、コーポレート・ガバナンスの強化とともに、当社グループ全体の企業行動規範を定め、それを全役職員に周知徹底させる。
- ・ 当社グループ全体のコンプライアンスを統括する担当役員を任命するとともに、コンプライアンス統括部門を設置し、当社グループの横断的なコンプライアンス体制の整備、問題点の把握及び役職員に対する指導、啓発、研修等を行う。
- ・ 当社の企業行動が法的、社会的、道義的責任を全うするため社外の委員による企業倫理委員会を設置し、また、企業内における法令違反や不正行為の情報収集と発生防止のためコンプライアンス目安箱を設置する。

##### <運用状況の概要>

- ・ 取締役会の審議を経たコーポレート・ガバナンス強化へ向けた取り組みの推進や、社是・グループ企業行動規範のグループ速報への常時掲載（毎週発行）、幹部会や全体会等の会議での継続的な啓蒙活動等を通じて、法令及び定款の遵守はもとよりコンプライアンス意識の啓発及び社是・企業行動規範の周知徹底に努めております。
- ・ コンプライアンス担当役員を任命し、グループ会社を含めた各部門は、管掌役員の主導のもと、関係法令等の遵守、コンプライアンス教育・啓発、周知徹底による意識の向上に努めております。

- ・総務人事部を事務局に、社外の有識者、弁護士、学識経験者からなる企業倫理委員会を開催しております。また、企業内の法令違反や不正行為の通報窓口として、コンプライアンス目安箱を設置しております。通報者保護を徹底するとともに、企業倫理委員会の助言、取締役会や監査役会への報告など適切に対応しております。

## ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

### <体制>

- ・取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いは、当社社内規程等に従い適切に保存及び管理する。

### <運用状況の概要>

- ・取締役の職務の執行に係る情報・文書は、法令及び関係規程に従って適切に保存及び管理しております。

## ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

### <体制>

- ・リスク管理を統括する部門を設置し、リスク管理体制の構築及び運用を行う。

### <運用状況の概要>

- ・法令やリスク管理の担当部署を明確にし、法令改正や事故等の新たな経営リスクの発生を監視するとともに、取締役会等でリスク等の影響と対応策の検討、必要に応じて、規程、業務の見直し等を図っております。
- ・令和2年11月27日に農林水産省から指導を受けた「一般市販用4商品における原産国表示の誤表示」の事案を踏まえて、令和3年4月1日に品質保証本部を新設し、品質保証部・品質管理部・検査管理部の3部による統合的な管理体制を構築いたしました。

## ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

### <体制>

- ・中期事業計画を定め、会社として達成すべき目標を明確化するとともに、取締役ごとに業績目標を明確化する。
- ・取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適時臨時に開催する。また、会長、社長等によって構成される経営会議において、取締役会の決定事項の事前審議や取締役会から権限を委譲された範囲内での経営の重要事項の審議を行う。

### <運用状況の概要>

- ・当連結会計年度に、「社是の実現」を目標に掲げる新たな中期計画『Change and Reborn2025』をスタートさせました。グループ会社を含めた各部門は、管掌取締役の主導のもと年度方針を策定し、毎月開催する取締役会の審議等を通じて、計画達成へ向けた取り組みに邁進しております。
- ・取締役会を15回開催し、経営方針、法令で定められた事項や経営に関する重要事項等の業務執行を決定し、監督しております。経営会議は23回開催し、業務の効率的執行を図ることに努めております。なお、経営会議のもとに販売、生産、開発、管理、予算の5つの分科会を置き、更なる業務の効率的執行を図っております。

### ⑤ 会社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

#### <体制>

- ・子会社の業務の適正を確保するための基本方針  
当社の企業行動規範に従い、コンプライアンス体制の構築に努める。
- (1) 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制  
子会社は当社の企業行動規範に従い、重要事項については必要により経営会議及び取締役会に報告し、決裁を受ける。
- (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - 1) 子会社の損失の危険の管理に関する規程として、子会社の経営環境等に応じて、諸規程等を制定し、適切な運用を図る。
  - 2) 当社のリスクマネジメントにおける審議は、子会社に関わる事項を含むものとする。また、子会社の投融資についても、当社の稟議決裁規程に基づき審議する。
- (3) 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
子会社の経営環境等に応じて、当社の指定する規程類を制定し、実効性あるものとして運用されている状態を定着させるよう努める。
- (4) 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - 1) 子会社の経営環境等に応じて、当該会社の役員・従業員等に対して、法令及び企業行動規範の遵守を徹底させる。
  - 2) 当社の内部監査室は、子会社に対して必要に応じてヒアリングを行う。

### <運用状況の概要>

- ・当社取締役が子会社の役員を兼任し、子会社取締役会への出席等を通じて、業務執行の決定、職務執行の監督等を行っております。また、子会社において重要事項を決定する場合は随時報告を受け、当社においても十分な協議・検討を行う等、適切なグループ運営に努めております。
- ・当社の内部監査室は、子会社に対して、監査計画に基づき、業務全般にわたり監査を実施し、業務の適正な運営・社内規程との整合性を監査するとともに、業務の改善・効率化の推進に努めております。

## ⑥ 監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

### <体制>

- ・監査役を補助すべき使用人を監査役会事務局に置き、必要な人員を配置する。
- ・監査役会事務局の使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、取締役からの独立性及び監査役からの指示の実効性の確保に留意し、監査役会の事前の同意を得て決定するものとする。

### <運用状況の概要>

- ・現在、監査役から職務を補助すべき使用人を監査役会事務局として置くことを求められておりませんが、総務人事部及び経理部のスタッフが必要に応じて監査役会をサポートしております。  
監査役から使用人を置くことを求められた場合には、取締役からの独立性及び監査の実効性の確保に留意し、必要な体制を整備いたします。

## ⑦ 会社並びに子会社の役員及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

### <体制>

- ・監査役が重要会議への出席、決裁稟議の内容報告、部署、子会社等の調査を通じて、取締役の職務の執行について、逐次チェックすることができる体制を整備する。
- ・内部監査室が監査役に対して、その監査計画及び監査結果について定期的に報告を行い、監査役との情報の共有化を図る。
- ・会社並びに子会社の役員及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生する恐れがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告する。
- ・前記報告を行ったことを理由に解雇、配転、差別等の不利益を与えることはない。

#### <運用状況の概要>

- ・ 監査役は、監査役会監査計画に従って、取締役会や経営会議等の重要会議への出席、決裁稟議の報告の聴取、事業所等の往査等に対応しております。
- ・ 内部監査室は、内部監査の結果を監査役に定期的に報告するとともに、グループ会社を含めた不正行為・事故等の情報は、コンプライアンス担当役員、管掌役員等から監査役に対して適宜報告・説明を行っております。

#### ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

##### <体制>

- ・ 取締役は監査役による監査に協力し、監査に係る費用については監査の実効性を確保すべく必要な予算を措置する。
- ・ 会計監査人が監査実施状況の報告等を定期的に行う。
- ・ 代表取締役との定期・随時の懇談を通じて情報共有を確保する。

##### <運用状況の概要>

- ・ 取締役は監査役による監査に協力し監査に係る費用については監査の実効性を確保すべく必要な予算を措置しております。
- ・ 会計監査の適正を確保するため、会計監査人は監査実施状況の報告等を定期的に行っております。
- ・ 代表取締役との定期・随時の懇談を通じて情報共有を確保しております。

## 2. 株式会社の支配に関する基本方針

特に定めておりません。

---

◎ 本事業報告中の記載金額については、単位未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額          | 科 目          | 金 額          |
|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 資産の部         |              | 負債の部         |              |
| 流動資産         | (18,456,845) | 流動負債         | (15,274,021) |
| 現金及び預金       | 1,922,118    | 支払手形         | 711,891      |
| 受取手形         | 866,696      | 電子記録債務       | 1,920,525    |
| 売掛金          | 9,134,650    | 買掛金          | 4,384,582    |
| 有価証券         | 80,000       | 短期借入金        | 3,100,000    |
| 商品及び製品       | 3,087,582    | 一年以内返済長期借入金  | 1,933,842    |
| 仕掛品          | 173,781      | 未払金          | 1,665,622    |
| 原材料及び貯蔵品     | 1,978,418    | 未払法人税等       | 57,938       |
| 前払費用         | 138,925      | 未払費用         | 662,286      |
| 未収入金         | 777,605      | 賞与引当金        | 385,932      |
| その他の金        | 469,065      | 設備支払手形       | 391,485      |
| 貸倒引当金        | △172,000     | その他の他        | 59,914       |
| 固定資産         | (17,825,602) | 固定負債         | (7,368,152)  |
| 有形固定資産       | (13,814,141) | 社債           | 500,000      |
| 建物           | 5,516,087    | 長期借入金        | 4,672,645    |
| 構築物          | 288,473      | 退職給付引当金      | 1,350,028    |
| 機械及び装置       | 4,693,298    | 役員退職慰労引当金    | 110,403      |
| 車両運搬具        | 22,152       | 長期未払金        | 255,589      |
| 工具器具備品       | 162,483      | 長期預り金        | 479,486      |
| 土地           | 3,063,567    | 負債合計         | 22,642,174   |
| 建設仮勘定        | 68,077       | 純資産の部        |              |
| 無形固定資産       | (308,096)    | 株主資本         | (13,499,836) |
| 電話加入権        | 4,440        | 資本金          | (1,474,633)  |
| ソフトウェア       | 291,581      | 資本剰余金        | (1,707,937)  |
| その他の他        | 12,074       | 資本準備金        | 1,707,937    |
| 投資その他の資産     | (3,703,364)  | 利益剰余金        | (10,321,486) |
| 投資有価証券       | 1,621,299    | 利益準備金        | 229,070      |
| 関係会社株式       | 547,249      | その他利益剰余金     | 10,092,416   |
| その他の関係会社有価証券 | 639,030      | 別途積立金        | 5,487,100    |
| 出資金          | 11,678       | 繰越利益剰余金      | 4,605,316    |
| 長期貸付金        | 30,945       | 自己株式         | (△4,220)     |
| 長期前払費用       | 42,533       | 評価・換算差額等     | (140,437)    |
| 前払年金費用       | 104,619      | その他有価証券評価差額金 | 140,437      |
| 繰延税金資産       | 512,311      | 純資産合計        | 13,640,273   |
| 長期差入保証金      | 61,345       | 負債・純資産合計     | 36,282,447   |
| 保険積立金        | 136,289      |              |              |
| 貸倒引当金        | △3,937       |              |              |
| 資産合計         | 36,282,447   |              |              |

## 損益計算書

(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額    |            |
|--------------|--------|------------|
| 売上高          |        | 42,377,916 |
| 売上原価         |        | 34,423,750 |
| 売上総利益        |        | 7,954,165  |
| 販売費及び一般管理費   |        | 7,418,722  |
| 営業利益         |        | 535,443    |
| 営業外収益        |        |            |
| 受取利息及び配当金    | 56,165 |            |
| 補助金の収入       | 44,880 |            |
| その他          | 35,050 | 136,096    |
| 営業外費用        |        |            |
| 支払利息         | 92,324 |            |
| その他          | 6,754  | 99,078     |
| 経常利益         |        | 572,460    |
| 特別利益         |        |            |
| 固定資産売却益      | 434    |            |
| 投資有価証券売却益    | 2,760  | 3,195      |
| 特別損失         |        |            |
| 固定資産除却損      | 55,598 |            |
| その他          | 0      | 55,598     |
| 税引前当期純利益     |        | 520,057    |
| 法人税、住民税及び事業税 | 90,757 |            |
| 法人税等調整額      | 69,903 | 160,660    |
| 当期純利益        |        | 359,396    |

## 株主資本等変動計算書

(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

(単位：千円)

|               | 株 主 資 本   |           |               |
|---------------|-----------|-----------|---------------|
|               | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 |               |
|               |           | 資 本 準 備 金 | 資 本 剰 余 金 合 計 |
| 当 期 首 残 高     | 1,474,633 | 1,707,937 | 1,707,937     |
| 当 期 変 動 額     |           |           |               |
| 当 期 変 動 額 合 計 | —         | —         | —             |
| 当 期 末 残 高     | 1,474,633 | 1,707,937 | 1,707,937     |

(単位：千円)

|               | 株 主 資 本   |           |           |            |         |             |
|---------------|-----------|-----------|-----------|------------|---------|-------------|
|               | 利 益 剰 余 金 |           |           |            | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
|               | 利益準備金     | その他利益剰余金  |           | 利益剰余金合計    |         |             |
|               |           | 別途積立金     | 繰越利益剰余金   |            |         |             |
| 当 期 首 残 高     | 229,070   | 5,487,100 | 4,391,097 | 10,107,267 | △4,195  | 13,285,642  |
| 当 期 変 動 額     |           |           |           |            |         |             |
| 剰 余 金 の 配 当   |           |           | △145,177  | △145,177   |         | △145,177    |
| 当 期 純 利 益     |           |           | 359,396   | 359,396    |         | 359,396     |
| 自 己 株 式 の 取 得 |           |           |           |            | △24     | △24         |
| 当 期 変 動 額 合 計 | —         | —         | 214,219   | 214,219    | △24     | 214,194     |
| 当 期 末 残 高     | 229,070   | 5,487,100 | 4,605,316 | 10,321,486 | △4,220  | 13,499,836  |

(単位：千円)

|                         | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 |            | 純 資 産 合 計  |
|-------------------------|-----------------|------------|------------|
|                         | その他有価証券評価差額金    | 評価・換算差額等合計 |            |
| 当 期 首 残 高               | 208,660         | 208,660    | 13,494,302 |
| 当 期 変 動 額               |                 |            |            |
| 剰 余 金 の 配 当             |                 |            | △145,177   |
| 当 期 純 利 益               |                 |            | 359,396    |
| 自 己 株 式 の 取 得           |                 |            | △24        |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | △68,223         | △68,223    | △68,223    |
| 当 期 変 動 額 合 計           | △68,223         | △68,223    | 145,971    |
| 当 期 末 残 高               | 140,437         | 140,437    | 13,640,273 |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

|                     |  |
|---------------------|--|
| 満期保有目的の債券           | 償却原価法  |
| 子会社及び関連会社株式         | 移動平均法による原価法  |
| その他有価証券             |  |
| 市場価格のない株式等<br>以外のもの | 決算末日の市場価格等に基づく時価法<br>(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却<br>原価は、移動平均法により算定) |
| 市場価格のない株式等          | 移動平均法による原価法  |

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

|            |   |
|------------|---|
| 製品・原材料・仕掛品 | 総平均法による原価法<br>(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下<br>げの方法により算定)    |
| 貯蔵品        | 最終仕入原価法による原価法<br>(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下<br>げの方法により算定) |

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

|                      |  |
|----------------------|--|
| 有形固定資産<br>(リース資産を除く) | 定率法<br>ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物<br>附属設備を除く）並びに機械及び装置、平成28年4<br>月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物につい<br>ては、定額法によっております。 |
| 無形固定資産<br>(リース資産を除く) | 定額法<br>ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社<br>内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によ<br>っております。                                     |
| リース資産                | リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定<br>額法によっております。  |

## (4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員への賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金

従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用については、その発生時に費用処理しており、数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した金額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

なお、当事業年度において認識すべき年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

役員退職慰労引当金

役員への退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく事業年度末要支給額を計上しております。

#### (5) 収益及び費用の計上基準

商品又は製品の販売に係る収益は、主に卸売又は製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断しております。なお、企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項における代替的な取扱い(出荷基準等の取扱い)を適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、収益は顧客との契約において約束された対価から、リベート及び値引き等を控除した金額で測定しております。

当社が代理人として商品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識しております。

#### 【会計方針の変更】

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、従来、運搬費、保管料等として販売費及び一般管理費に計上していた顧客に支払われる対価の一部について、売上高から控除して表示する方法に変更しております。また、従来、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度において、顧客に支払われる対価の一部について売上高、販売費及び一般管理費が239,924千円同額減少し、代理人に該当する取引については売上高、売上原価が7,495,724千円同額減少しておりますが、利益剰余金の当期首残高に影響はありません。

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

### (1) その他の関係会社有価証券の評価

- ・当事業年度末のその他の関係会社有価証券帳簿価額 639,030千円
- ・会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

#### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法及び算出に用いた主要な仮定

当社は、JAPAN BEST FOODS COMPANY LIMITED(以下「JBF社」という。)の財務諸表を基礎とした持分純資産額を実質価額として、当該実質価額とJBF社に対する出資金の取得原価とを比較し、減損処理の要否を判定しております。

#### ② 翌事業年度の計算書類に与える影響

関係会社の事業計画や市場環境等の変化等により実質価額の回復可能性が認められなくなった場合、将来の損益に影響を及ぼす可能性があります。

### 3. 貸借対照表に関する注記

(1) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 関係会社に対する金銭債権・債務

|        |             |
|--------|-------------|
| 短期金銭債権 | 1,689,303千円 |
| 長期金銭債権 | 30,945千円    |
| 短期金銭債務 | 916,329千円   |
| 長期金銭債務 | 1,134千円     |

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 32,473,695千円

(4) 担保に供している資産

|        |             |
|--------|-------------|
| 建 物    | 4,169,657千円 |
| 機械及び装置 | 960,373千円   |
| 土 地    | 2,043,750千円 |
| 計      | 7,173,782千円 |

担保に係る債務

|             |             |
|-------------|-------------|
| 短 期 借 入 金   | 2,539,050千円 |
| 一年以内返済長期借入金 | 1,430,714千円 |
| 長 期 借 入 金   | 4,318,751千円 |
| 計           | 8,288,515千円 |

(5) 保証債務

次の子会社について、銀行からの借入に対し債務保証を行っております。

JAPAN BEST FOODS COMPANY LIMITED 159,699千円 (29,574百万ベトナムドン)

上記の外貨建保証債務は、決算日の為替相場により円換算しております。

### 4. 損益計算書に関する注記

(1) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 関係会社との取引高

|            |             |
|------------|-------------|
| 売 上 高      | 633,177千円   |
| その他の営業取引高  | 7,300,322千円 |
| 営業取引以外の取引高 | 26,812千円    |



## 8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表の「7.収益認識に関する注記(2)顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報」に記載している内容と同一のため、記載を省略しております。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

|                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,127円47銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 29円71銭    |

## 独立監査人の監査報告書

令和4年5月20日

日東ベスト株式会社  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人  
東北事務所

指定有限責任社員 公認会計士 並木 健治 ㊟  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 島川 行正 ㊟  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日東ベスト株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第84期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 連結貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目       | 金 額          | 科 目          | 金 額          |
|-----------|--------------|--------------|--------------|
| 資産の部      |              | 負債の部         |              |
| 流動資産      | (19,248,142) | 流動負債         | (15,379,334) |
| 現金及び預金    | 3,376,852    | 支払手形及び買掛金    | 4,354,005    |
| 受取手形及び売掛金 | 9,795,797    | 電子記録債務       | 1,920,525    |
| 有価証券      | 80,000       | 短期借入金        | 3,282,380    |
| 商品及び製品    | 3,058,596    | 一年以内返済長期借入金  | 1,933,842    |
| 仕掛品       | 202,025      | 未払金          | 1,854,952    |
| 原材料及び貯蔵品  | 2,194,640    | 未払法人税等       | 155,518      |
| その他       | 540,310      | 賞与引当金        | 476,094      |
| 貸倒引当金     | △80          | その他          | 1,402,014    |
| 固定資産      | (19,330,061) | 固定負債         | (7,974,142)  |
| 有形固定資産    | (14,398,461) | 社債           | 500,000      |
| 建物及び構築物   | 6,201,582    | 長期借入金        | 4,866,590    |
| 機械装置及び運搬具 | 5,009,474    | 退職給付に係る負債    | 1,751,515    |
| 工具、器具及び備品 | 167,047      | 役員退職慰労引当金    | 122,021      |
| 土地        | 2,952,277    | その他          | 734,015      |
| 建設仮勘定     | 68,077       | 負債合計         | 23,353,476   |
| 無形固定資産    | (309,005)    | 純資産の部        |              |
| その他       | 309,005      | 株主資本         | (14,796,831) |
| 投資その他の資産  | (4,622,594)  | 資本金          | 1,474,633    |
| 投資有価証券    | 3,493,071    | 資本剰余金        | 1,707,937    |
| 繰延税金資産    | 788,092      | 利益剰余金        | 11,618,480   |
| その他       | 341,431      | 自己株式         | △4,220       |
| 資産合計      | 38,578,204   | その他の包括利益累計額  | (99,628)     |
|           |              | その他有価証券評価差額金 | 150,962      |
|           |              | 為替換算調整勘定     | 13,069       |
|           |              | 退職給付に係る調整累計額 | △64,403      |
|           |              | 非支配株主持分      | (328,268)    |
|           |              | 純資産合計        | 15,224,728   |
|           |              | 負債・純資産合計     | 38,578,204   |

## 連結損益計算書

(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

(単位：千円)

| 科 目                | 金       | 額          |
|--------------------|---------|------------|
| 売上高                |         | 49,746,826 |
| 売上原価               |         | 40,676,531 |
| 売上総利益              |         | 9,070,295  |
| 販売費及び一般管理費         |         | 8,226,453  |
| 営業利益               |         | 843,841    |
| 営業外収益              |         |            |
| 受取利息               | 2,845   |            |
| 受取配当金              | 36,007  |            |
| 持分法による投資利益         | 59,187  |            |
| 補助金収入              | 49,709  |            |
| その他                | 30,973  | 178,723    |
| 営業外費用              |         |            |
| 支払利息               | 103,366 |            |
| その他                | 10,849  | 114,215    |
| 経常利益               |         | 908,349    |
| 特別利益               |         |            |
| 固定資産売却益            | 434     |            |
| 投資有価証券売却益          | 2,760   | 3,195      |
| 特別損失               |         |            |
| 固定資産除却損            | 55,598  |            |
| その他                | 0       | 55,598     |
| 税金等調整前当期純利益        |         | 855,946    |
| 法人税、住民税及び事業税       | 234,440 |            |
| 法人税等調整額            | 62,506  | 296,946    |
| 当期純利益              |         | 558,999    |
| 非支配株主に帰属する当期純損失(△) |         | △48,553    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益    |         | 607,552    |

## 連結株主資本等変動計算書

(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

(単位：千円)

|                     | 株 主 資 本   |           |            |         |            |
|---------------------|-----------|-----------|------------|---------|------------|
|                     | 資 本 金     | 資本剰余金     | 利益剰余金      | 自 己 株 式 | 株主資本合計     |
| 当 期 首 残 高           | 1,474,633 | 1,707,937 | 11,156,105 | △4,195  | 14,334,480 |
| 当 期 変 動 額           |           |           |            |         |            |
| 剰余金の配当              |           |           | △145,177   |         | △145,177   |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益 |           |           | 607,552    |         | 607,552    |
| 自己株式の取得             |           |           |            | △24     | △24        |
| 当 期 変 動 額 合 計       | —         | —         | 462,374    | △24     | 462,350    |
| 当 期 末 残 高           | 1,474,633 | 1,707,937 | 11,618,480 | △4,220  | 14,796,831 |

(単位：千円)

|                         | その他の包括利益累計額                   |                    |                               |                                 | 非 支 配<br>株 主 持 分 | 純 資 産<br>合 計 |
|-------------------------|-------------------------------|--------------------|-------------------------------|---------------------------------|------------------|--------------|
|                         | そ の 他<br>有 価 証 券<br>評 価 差 額 金 | 為 替 換 算<br>調 整 勘 定 | 退 職 給 付<br>に 係 る<br>調 整 累 計 額 | そ の 他 の<br>包 括 利 益<br>累 計 額 合 計 |                  |              |
| 当 期 首 残 高               | 222,455                       | △21,419            | △127,560                      | 73,475                          | 317,714          | 14,725,670   |
| 当 期 変 動 額               |                               |                    |                               |                                 |                  |              |
| 剰余金の配当                  |                               |                    |                               |                                 |                  | △145,177     |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益     |                               |                    |                               |                                 |                  | 607,552      |
| 自己株式の取得                 |                               |                    |                               |                                 |                  | △24          |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | △71,492                       | 34,489             | 63,156                        | 26,153                          | 10,553           | 36,707       |
| 当 期 変 動 額 合 計           | △71,492                       | 34,489             | 63,156                        | 26,153                          | 10,553           | 499,057      |
| 当 期 末 残 高               | 150,962                       | 13,069             | △64,403                       | 99,628                          | 328,268          | 15,224,728   |

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

|             |   |
|-------------|---|
| 連結子会社の数     | 5社  |
| 主要な連結子会社の名称 | 九州ベストフーズ株式会社<br>関西ベストフーズ株式会社<br>株式会社機能性ペプチド研究所<br>株式会社爽健亭<br>JAPAN BEST FOODS COMPANY LIMITED |

#### 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

なお、前連結会計年度まで非連結子会社であった青島日東食品有限公司は、当連結会計年度において清算を結了したため、非連結子会社から除外しております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

|                           |             |
|---------------------------|-------------|
| 持分法を適用した関連会社数             | 1社          |
| 主要な会社等の名称                 | 日東アリマン株式会社  |
| 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等 | 該当事項はありません。 |

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社5社のうち、JAPAN BEST FOODS COMPANY LIMITEDの決算日は12月31日ですが、決算日の差異が3ヶ月を超えていないため、本連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用しております。なお、連結決算日との差異期間における重要な取引が生じた場合には、連結上必要な調整を行っております。

連結子会社5社のうち、下記4社の決算日は、連結決算日と一致しております。

九州ベストフーズ株式会社  
関西ベストフーズ株式会社  
株式会社機能性ペプチド研究所  
株式会社爽健亭

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

|           |       |
|-----------|-------|
| 有価証券      |       |
| 満期保有目的の債券 | 償却原価法 |
| その他有価証券   |       |

|                      |  |
|----------------------|--|
| 市場価格のない株式等以外のもの      | 決算末日の市場価格等に基づく時価法<br>(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)   |
| 市場価格のない株式等           | 移動平均法による原価法  |
| 棚卸資産<br>製品・原材料・仕掛品   | 総平均法による原価法<br>(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)   |
| 貯蔵品                  | 最終仕入原価法による原価法<br>(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)  |
| ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法  |  |
| 有形固定資産<br>(リース資産を除く) | 定率法<br>ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)並びに機械及び装置、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。<br>また、在外連結子会社は当該国の会計基準の規定に基づく定額法によっております。 |
| 無形固定資産<br>(リース資産を除く) | 定額法<br>ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。   |
| リース資産                | リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。  |
| ③ 重要な引当金の計上基準        |  |
| 貸倒引当金                | 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。  |
| 賞与引当金                | 従業員への賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。  |

## 役員退職慰労引当金

役員への退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

### ④ 退職給付に係る会計処理の方法

#### 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

#### 過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時に費用処理しており、数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した金額を、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

### ⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

### ⑥ 収益及び費用の計上基準

商品又は製品の販売に係る収益は、主に卸売又は製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断しております。なお、企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項における代替的な取扱い(出荷基準等の取扱い)を適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、収益は顧客との契約において約束された対価から、リベート及び値引き等を控除した金額で測定しております。

当社が代理人として商品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識しております。

## 【会計方針の変更】

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、従来、運搬費、保管料等として販売費及び一般管理費に計上していた顧客に支払われる対価の一部について、売上高から控除して表示する方法に変更しております。また、従来、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の売上高、販売費及び一般管理費が811,497千円同額減少しておりますが、利益剰余金の当期首残高に影響はありません。

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、連結注記表の「6.金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記をしております。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 連結子会社JAPAN BEST FOODS COMPANY LIMITED (以下「JBF社」) が保有する固定資産の減損

- ・当連結会計年度末の固定資産帳簿価額 761,381 千円

- ・会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法及び算出に用いた主要な仮定  
JBF社は国際会計基準を適用しており、固定資産に関しては、資産グループに減損の兆候が存在し、回収可能価額が帳簿価額を下回ると判断される場合に、減損損失が認識されます。回収可能価額の測定に利用される将来キャッシュ・フローは、経営者が作成した事業計画を基礎とした長期的な計画に基づいて見積もっております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、JBF社の所在地国であるベトナム社会主義共和国においても当連結会計年度末においては新規感染者数が減少傾向にあり、政府の方針転換により各種規制も緩和されたことから、JBF社の業績の持ち直しが見られ、今後も回復していくものと仮定して見積りを行っております。

② 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

減損の兆候の把握、回収可能価額の測定にあたって、事業計画や市場環境の変化等により前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、将来の損益に影響を及ぼす可能性があります。

## 3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 33,240,808千円

(3) 担保に供している資産

|        |             |
|--------|-------------|
| 建 物    | 4,169,657千円 |
| 機械及び装置 | 960,373千円   |
| 土 地    | 2,043,750千円 |
| 計      | 7,173,782千円 |

担保に係る債務

|             |             |
|-------------|-------------|
| 短 期 借 入 金   | 2,539,050千円 |
| 一年以内返済長期借入金 | 1,430,714千円 |
| 長 期 借 入 金   | 4,318,751千円 |
| 計           | 8,288,515千円 |

(4) 受取手形割引高 3,324千円

4. 連結損益計算書に関する注記

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度<br>期首の株式数 (株) | 当連結会計年度<br>増加株式数 (株) | 当連結会計年度<br>減少株式数 (株) | 当連結会計年度<br>末の株式数 (株) |
|-------|-----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 普通株式  | 12,102,660            | —                    | —                    | 12,102,660           |

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

| 決 議                      | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額 (円) | 基 準 日         | 効力発生日         |
|--------------------------|-------|----------------|------------------|---------------|---------------|
| 令和3年6月25日<br>定 時 株 主 総 会 | 普通株式  | 145,177        | 12.00            | 令和3年<br>3月31日 | 令和3年<br>6月28日 |

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

| 決議予定                     | 株式の種類 | 配当金の<br>原 資 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額 (円) | 基 準 日         | 効力発生日         |
|--------------------------|-------|-------------|----------------|------------------|---------------|---------------|
| 令和4年6月24日<br>定 時 株 主 総 会 | 普通株式  | 利益剰余金       | 145,177        | 12.00            | 令和4年<br>3月31日 | 令和4年<br>6月27日 |

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金調達については銀行等金融機関からの借入及び社債の発行により行い、また、資金運用については短期的な預金等の安全性の高い金融資産で行う方針であります。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクについては、販売管理規程に沿ってリスク低減を図っております。有価証券は譲渡性預金等であります。また、投資有価証券は主として株式であり、定期的に時価の把握を行っております。

借入金及び社債の用途については、運転資金及び設備投資資金であり、長期借入金は固定金利にすることで支払金利の変動リスクを回避しております。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

令和4年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

|                     | 連結貸借対照表<br>計上額(*) | 時 価(*)      | 差 額     |
|---------------------|-------------------|-------------|---------|
| ① 投資有価証券<br>その他有価証券 | 1,179,707         | 1,179,707   | —       |
| ② 社債                | (500,000)         | (494,661)   | △5,338  |
| ③ 長期借入金             | (6,800,432)       | (6,782,145) | △18,286 |

(\*) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(注1) 「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「支払手形及び買掛金」「有価証券」「電子記録債務」「短期借入金」「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は、「①投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

| 区分        | 連結貸借対照表計上額 |
|-----------|------------|
| 非上場株式     | 1,905,244  |
| 非上場優先出資証券 | 408,119    |

## (3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## ① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

| 区分      | 時価 (千円) |        |      |           |
|---------|---------|--------|------|-----------|
|         | レベル1    | レベル2   | レベル3 | 合計        |
| 投資有価証券  |         |        |      |           |
| その他有価証券 |         |        |      |           |
| 株式      | 948,181 | —      | —    | 948,181   |
| 社債      | —       | 83,995 | —    | 83,995    |
| 資産計     | 948,181 | 83,995 | —    | 1,032,176 |

(注) 投資信託の時価は上記に含めておりません。投資信託の連結貸借対照表計上額は147,531千円であります。

## ② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

| 区分    | 時価 (千円) |           |      |           |
|-------|---------|-----------|------|-----------|
|       | レベル1    | レベル2      | レベル3 | 合計        |
| 社債    | —       | 494,661   | —    | 494,661   |
| 長期借入金 | —       | 6,782,145 | —    | 6,782,145 |
| 負債計   | —       | 7,276,807 | —    | 7,276,807 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

#### 社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額を一定の期間ごとに分類し、将来キャッシュフローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を一定の期間ごとに分類し、国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 7. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

|               | 合計         |
|---------------|------------|
| 製品            |            |
| 冷凍食品部門        | 39,655,375 |
| 日配食品部門        | 7,518,891  |
| 缶詰部門          | 1,361,810  |
| その他製造部門       | 583,416    |
| その他           | 627,332    |
| 顧客との契約から生じる収益 | 49,746,826 |
| その他の収益        | —          |
| 外部顧客への売上高     | 49,746,826 |

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表の「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項⑥ 収益及び費用の計上基準」に記載している内容と同一のため、記載を省略しております。

## 8. 1 株当たり情報に関する注記

|                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,231円30銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 50円22銭    |

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

令和4年5月20日

日東ベスト株式会社  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人  
東北事務所

指定有限責任社員 公認会計士 並 木 健 治 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 島 川 行 正 ㊞  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日東ベスト株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日東ベスト株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査報告書

当監査役会は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第84期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査部門等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。  
また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして事業報告に記載されている会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び内部監査部門等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき重大な事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和4年5月26日

日東ベスト株式会社 監査役会  
常勤監査役 横塚直樹  
社外監査役 村山永  
社外監査役 小野クナ子

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する安定的な配当の継続を経営の重要課題として、経営基盤の強化と収益力の向上に努めるなか、株主資本の充実を図り、長期的な視点と業績を勘案しながら利益配分を行います。

第84期の期末配当につきましては、当期の業績等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき12円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は145,177,380円となります。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

令和4年6月27日といたしたいと存じます。



(新設)

第16条～第27条 (条文省略)

第28条 (取締役の責任免除)

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第29条～第37条 (条文省略)

第38条 (監査役の責任免除)

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第15条 (電子提供措置等)

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第16条～第27条 (現行のとおり)

第28条 (取締役の責任免除)

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第29条～第37条 (現行のとおり)

第38条 (監査役の責任免除)

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

|                                    |   |
|------------------------------------|---|
| <p>第39条～第43条（条文省略）</p> <p>（新設）</p> | <p>第39条～第43条（現行のとおり）</p> <p>（附則）</p> <p><u>第1条（電子提供措置等に関する経過措置）</u><br/><u>変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第15条（電子提供措置等）の新設は、令和4年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、令和5年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3 本附則は、令和5年3月1日または前項の株主総会の日から3カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> |
|------------------------------------|---|

### 第3号議案 取締役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役阿部正一氏は辞任により退任し、補欠として取締役1名を選任いたします。また、経営陣強化のため取締役1名及び経営監督機能の強化を図るための社外取締役1名を増員し、合わせて取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本取締役候補者の任期は、当社定款の定めにより、在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)   | 略歴、地位及び重要な兼職の状況  | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-------|--|--|--------------------|
| 1     | シバ タ テツ ヤ<br>芝 田 哲 也<br>(昭和37年4月5日生)                     | 昭和 60年 4月 当社入社<br>平成 18年 4月 当社特販事業部次長兼デリカ二課長<br>平成 26年 6月 当社特販事業部長<br>令和 2年 4月 当社デリカ事業部長<br>令和 4年 4月 当社営業副本部長(西日本担当) (現在)  | 6,700株             |
| 2     | スキ ウ シノブ<br>杉 生 忍<br>(昭和40年11月17日生)                      | 昭和 59年 4月 当社入社<br>平成 27年 4月 当社東根工場次長兼物流課長<br>平成 31年 4月 当社東根工場長<br>令和 3年 4月 当社天童工場長 (現在)  | 2,900株             |
| 3     | <社外取締役><br><独立役員><br>ムラ ヤマ ヒサシ<br>村 山 永<br>(昭和35年8月26日生) | 平成 2年 4月 東京弁護士会へ弁護士登録<br>平成 6年 8月 山形県弁護士会へ弁護士登録<br>平成 6年 8月 村山永法律事務所所長 (現在)<br>平成 24年 4月 山形県弁護士会会長<br>平成 24年 6月 当社社外監査役 (現在)<br><br><候補者とした理由並びに期待される役割><br>村山永氏は、弁護士として培われた企業法務に関する豊かな知識と高い見識を有しており、長年にわたり当社監査役の職務を適切に遂行していただきました。<br>当社の事業内容等にも精通するそれらの専門的な知見を、当社のガバナンス体制の更なる強化に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。<br>同氏は社外役員となること以外での方法で直接企業経営に関与した経験はございませんが、上記の理由から、業務を行う経営陣から独立した客観的な立場で、経営への助言や経営の監視機能に活かしていただくことが最適と判断しております。 | 一株                 |

(注) 1. 芝田哲也氏及び杉生忍氏、村山永氏は新任の取締役候補者であります。

2. 各取締役候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。
3. 村山永氏が所長を務める村山永法律事務所と当社の間には、取引関係はありません。
4. 村山永氏は現在監査役在任中であり、その在任年数は本総会終結の時をもって10年となり、本総会終結の時をもって監査役を辞任する予定であります。
5. 村山永氏は、社外取締役候補者であります。現在、同氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であり、当社は、同氏の取締役選任が承認された場合には、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
6. 当社は村山永氏との間で、社外監査役として会社法第427条第1項及び当社定款の定めに基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める額としております。同氏の取締役選任が承認された場合には、同氏との間で社外取締役として新たに同様の契約を締結する予定であります。
7. 当社は、取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定される役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により補填することとしております。各取締役候補者の取締役選任が承認された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

#### 第4号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役横塚直樹氏は任期満了となり、村山永氏は取締役の就任により辞任を予定しております。つきましては、新たに監査役2名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本監査役候補者の村山秀幸氏は、退任する村山永氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は、当社定款の定めにより、退任する監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                     | 略歴、地位及び重要な兼職の状況   | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-------|----------------------------------|---|--------------------|
| 1     | 石塚 崇<br>(昭和37年10月16日生)           | 昭和 61年 4月 当社入社<br>平成 22年 4月 当社内部監査室課長<br>平成 30年 3月 当社内部監査室長<br>令和 3年 10月 当社常勤監査役付部長（現在）   | 3,400株             |
| 2     | <社外監査役><br>村山 秀幸<br>(昭和38年1月1日生) | 昭和 62年 4月 太田昭和監査法人東京事務所入社<br>(現 EY新日本有限責任監査法人)<br>平成 2年 2月 公認会計士登録<br>平成 3年 6月 太田昭和監査法人東京事務所退社<br>平成 4年 9月 公認会計士辻会計事務所入社<br>(現 辻・本郷税理士法人)<br>平成 6年 6月 公認会計士辻会計事務所退社<br>平成 6年 7月 中央青山監査法人入社<br>平成 9年 9月 税理士登録<br>平成 10年 9月 中央青山監査法人退社<br>平成 10年 10月 村山公認会計士事務所開設<br>所長就任（現在）<br><br><社外監査役候補者とした理由><br>村山秀幸氏は、公認会計士及び税理士として培われた専門的な知識や高い見識を有しており、それらを当社における一層の適正な監査の実現に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。 | 一株                 |

- (注) 1. 石塚崇氏及び村山秀幸氏は新任の監査役候補者であります。  
2. 各監査役候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。  
3. 村山秀幸氏が所長を務める村山公認会計士事務所と当社の間には、取引関係はありません。

4. 村山秀幸氏は、社外監査役候補者であります。同氏の監査役選任が承認された場合には、当社は東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
5. 石塚崇氏及び村山秀幸氏の監査役選任が承認された場合には、当社は村山秀幸氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の定めに基づく責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令が定める額としております。また、第2号議案「定款一部変更の件」承認可決を条件として、石塚崇氏との間で同様に責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定される役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により補填することとしております。各監査役候補者の監査役選任が承認された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

#### 第5号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役を退任される阿部正一氏及び監査役を退任される横塚直樹氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内で、退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的金額、贈呈の時期及び方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議にそれぞれご一任願いたいと存じます。

なお、退任取締役に対する退職慰労金は、本招集ご通知11頁に記載の当社取締役会が決定した取締役の報酬等の決定方針に沿うものであり、その内容は相当であります。

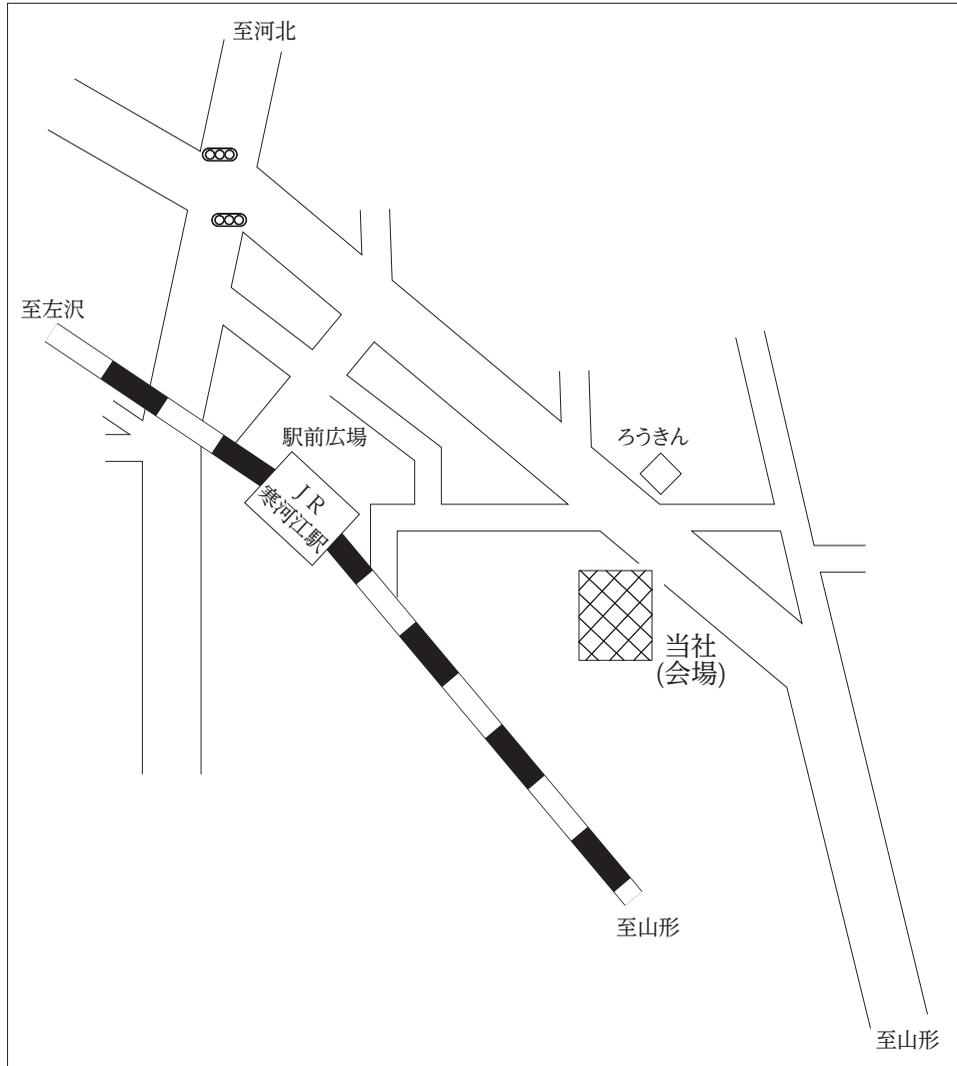
退任取締役及び退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

| 氏名                | 略歴  |
|-------------------|---|
| アベ マサカズ<br>阿部 正一  | 平成 28年 6月 当社取締役東京支店長<br>平成 29年 4月 当社取締役営業本部副本部長(東日本担当) (現在) |
| ヨコヅカ ナオキ<br>横塚 直樹 | 平成 26年 6月 当社常勤監査役 (現在)                                      |

以上

# 株主総会会場ご案内図

会 場 山形県寒河江市幸町4番27号  
日東ベスト株式会社本店会議室  
電話番号 0237-86-2100



● JR左沢線寒河江駅 下車 徒歩3分